

浄化槽の維持管理実施に係る誓約書（市提出用）

蒲郡市浄化槽転換設置整備事業にて浄化槽設置後使用するにあたり、常に正常な機能を維持するために下記のことを実施します。

記

1 設置後の水質検査（浄化槽法第7条）

新たに浄化槽を設置した時には、浄化槽が適正に設置され、浄化槽としての性能を発揮しているかどうかを確認するため、使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に、設置後の水質検査を受けなければなりません。

2 浄化槽管理者の義務（浄化槽法第10条）

（1）保守点検

浄化槽の機能を維持するために、定期的に本体や付属部品の点検・調整を行ったり、汚泥の堆積状況により清掃時期の判断を行ったりすることです。なお、点検回数は浄化槽の種類によって異なります。

保守点検は愛知県知事が指定する浄化槽管理士資格を有する保守点検業者に委託してください。

（2）清掃

汚泥等が多くたまると、浄化槽の機能が正常に維持されないため、年1回以上、浄化槽の中にある汚泥を取り除き、各装置・付属機器類の洗浄、槽内の掃除を行うことです。なお、点検回数は浄化槽の種類によって異なります。

清掃を行う場合は、蒲郡市長の許可を受けた業者に委託してください。

3 法定検査（浄化槽法第11条）

すべての浄化槽について、浄化槽の保守点検、清掃が適正に行われているか、機能が正常に維持されているかを検査するために、毎年1回、愛知県知事が指定した検査機関による水質に関する検査を受けなければなりません。

※ 1、2の検査は、一般財団法人中部微生物研究所（電話0533-76-2228）にお問合せください。

年　　月　　日

蒲郡市長 様

住所

氏名

印（本人署名）

浄化槽の維持管理実施に係る誓約書（本人控え）

蒲郡市浄化槽転換設置整備事業にて浄化槽設置後使用するにあたり、常に正常な機能を維持するために下記のことを実施します。

記

1 設置後の水質検査（浄化槽法第7条）

新たに浄化槽を設置した時には、浄化槽が適正に設置され、浄化槽としての性能を発揮しているかどうかを確認するため、使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に、設置後の水質検査を受けなければなりません。

2 浄化槽管理者の義務（浄化槽法第10条）

（1）保守点検

浄化槽の機能を維持するために、定期的に本体や付属部品の点検・調整を行ったり、汚泥の堆積状況により清掃時期の判断を行ったりすることです。なお、点検回数は浄化槽の種類によって異なります。

保守点検は愛知県知事が指定する浄化槽管理士資格を有する保守点検業者に委託してください。

（2）清掃

汚泥等が多くたまると、浄化槽の機能が正常に維持されないため、年1回以上、浄化槽の中にある汚泥を取り除き、各装置・付属機器類の洗浄、槽内の掃除を行うことです。なお、点検回数は浄化槽の種類によって異なります。

清掃を行う場合は、蒲郡市長の許可を受けた業者に委託してください。

3 法定検査（浄化槽法第11条）

すべての浄化槽について、浄化槽の保守点検、清掃が適正に行われているか、機能が正常に維持されているかを検査するために、毎年1回、愛知県知事が指定した検査機関による水質に関する検査を受けなければなりません。

※ 1、2の検査は、一般財団法人中部微生物研究所（電話0533-76-2228）にお問合せください。

年　　月　　日

蒲郡市長 様

住所

氏名

印（本人署名）